

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の事業  
変更許可申請に係るヒアリング ( 1 1 ) 」

2. 日 時 : 令和 5 年 1 2 月 4 日 ( 月 ) 1 4 時 3 0 分 ~ 1 5 時 1 5 分

3. 場 所 : 原子力規制庁 8 階会議室 ( TV 会議により実施 )

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本調査官、尾崎安全審査官、田中管理官補佐、伊藤安全審査専門職、

田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他 1 4 名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場  
合があります。

6. その他

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁野中です。12月4日、RFSの事業変更許可に係るヒアリングを開催いたします。
0:00:08	まず出席者の確認を行います。あれですがお願いいたします。
0:00:13	はい、RFS物本社です。本日は参加者ですけれどもアカサカセンター長シノダ技術安全部長高橋貯蔵する貯蔵保全部長。
0:00:23	キヨウラ脚設計製造部長、その他斜め計11名の参加です。以上です。
0:00:32	規制庁と承知しました。パレス東京お願いします。
0:00:36	はい。あれ、東京ですけれども、
0:00:40	大野技術副部長と渡部他二名の計4、4名です。
0:00:50	規制庁田仲です。陸奥11名東京4、計15名ということによろしいでしょうか。
0:00:56	はい武藤本社ですよろしいです。以上です。
0:01:00	規制庁タナカ承知しました。規制庁が出席者ですけれども、マツモトオザキタブGイトウタナカの計五名です。
0:01:09	よろしくお願いします。
0:01:11	本日のヒアリングですけれども、
0:01:16	今までのヒアリングの中で出てきた会議コメント回答資料に対する、追加のコメントとあと新たにアノて剛性評価して説明資料の中で気になった点、
0:01:28	2点について確認をさせていただきたいと思います。
0:01:32	まず1点目ですけれども、11月30日に提出していただいた11月22日のヒアリングコメント回答資料、
0:01:41	112-05に対する、追加のコメントです。じゃ、田口さんお願いします。
0:01:49	すいません。ちょっと。
0:01:53	もう、
0:01:56	に出て、すいませんちょっと順序を変えさせていただきます。
0:02:00	適合性評価事業説明資料の中で
0:02:06	少し確認したい事項がありますので、そちらの方から行かさせていただきます。
0:02:11	まず10条の別添5の10ページにおいて、経営区域で金属キャスクを軽くするための指示方法ということで説明がある中で、
0:02:21	評価の大型ミラウを買ったタイプに入れると、PWRのタイプ1については

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	4ヶ所での対応指示に対して、BWR中型CAPタイプについては2ヶ所のトラニオン等後同条分で支持するというような説明、記載がございます。
0:02:41	またそれに関連して14条のd. 5-8ページの添付1-2図において、課題どうkeV形状図というものが示されていて、ちょうどこの+クドウを近づけるような構造となっています。
0:02:55	当該構造図については今までの許可や設工認等のところに出て、
0:03:01	いないものでした。
0:03:02	こちらの方についても新たに、何だか、今回の変更許可で出てきたものだと思っていて、分野変えますと、仮オオキがダイウタテウエダ代用に改造してこれらのものを構築するんじゃないかと。
0:03:17	いうふうに思うんですけども、ちょっとこちらの方法についてはどういう位置付けのもので、何をしようと考えてるかとかについて簡単に結構ですんで説明をお願いいたし
0:03:28	はい。RFS本社の高橋でございます。今、いただきましたお話ですね、たて起こし架台を仮置架台、
0:03:39	Aにつきまして、このBW中型キャスクタイプ2のトラニオン部の特に上部のトラニオン部ですね、ハタに近い方の
0:03:50	こちらの構造がキャスクが他のキャスクと違うことですから、それを受けまして、適切に課題として支持できるようにですね、先ほども、
0:04:00	おっしゃっていただいたように、課題の警部ですね、こちらをこの中型キャスクについてはどうで、キャップ導体を受けるような形で、これを図面としましては、適合性説明資料の10条の別添5の8のところ、
0:04:18	示しておりますけども、そのような形で受けることを考えてございます。衛藤改造につきましては、必要になります。
0:04:27	ただですね、改造する範囲としましては、やはりオオキぐらいやたて起こし架台というのは床面にですね、固定してる、そのベース部分、基礎部分もございまして、こちらについては、既存の、今使ってるものをそのまま使しまして、
0:04:43	下部トラニオン側を支える支持脚も使えます。で、上部トラニオン側、上部の動画を受ける部分を、
0:04:53	これ取り外しができる構造になっていますので、取り外して、中型キャスクを受けるとき、大型キャスクやPWRキャスクを受けるときで、取りかえると、そんなふうな

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	改造を今考えてございます。で、基本設計は終わって、申請したところ です。はい。
0:05:14	まず、簡単なお説明で失礼ですけども、このような状況です。以上です。
0:05:20	規制庁の田中です。今は
0:05:24	金庫の設工認の仮置き架台とタテフクダ代を今後、
0:05:30	改造する、株価は変えないけども、上部側の部分については既設を外 して、今回のこの度受け入れの形のものを新たに設置をすることを考え ていると。
0:05:45	いうふうに理解しましたけど、それでよろしいですか。
0:05:48	安部すず本社タカハシです。その通りなんですけど中型キャスクを使う時 には、動で受けるものを使うと。
0:05:59	支持部ですね、大型PWRキャスクを受けるときは、また取りかえて、既 設の支持脚と取りかえて、常にそのキャスクに合わせて、使えます。使 い回すというか、
0:06:11	そんな使い方を考えてございます。以上です。
0:06:18	規制庁の田中です。足基本的な段階でということですからそういうものをお考 えになったということなので今後、
0:06:28	詳細設計は設工認の方で進められるという、
0:06:31	しました。
0:06:32	ではここ、
0:06:34	これに関連してなんですけれどもコードが変わることによって、日オカの そのいろいろな評価とか、
0:06:41	ドップラ日本のみに関連するところで何か変わる部分があるんじゃない か
0:06:46	そちらについては、
0:06:49	今、
0:06:50	どの辺りが変わるというふうに、
0:06:53	考えてらっしゃる、それとも機器評価の中では特に、
0:06:56	アノ会じゃなくて詳細設計側で株を考えれば良いと考えてなかった。ちょ っとそこのお考えを教えてください。
0:07:04	ALPSむつ本社の高橋です。はい、ありがとうございます。
0:07:08	今
0:07:10	おっしゃっていただいた後半に該当すると思っております。我々基本設計を した段階でこれ事業変更許可、今回するにあたって、申請内容ですね 本文ですとか、添付書類にどういう影響があるのかっていうのも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:25	確認して参りました。結果として、本文ですとか、こういう構造部材については添付 6 ですとか、あと自己評価をして添付 8
0:07:35	m書類 8 です、これらが関係してきますけども他の部分も含めまして確認した結果、既設秋岡の申請書類から、この件に関しましては特に変更が必要ないと。
0:07:47	いうふうに判断しまして、申請書を作成し提出させていただきました。またこちらのですね、先ほどもお話いただいたように、適合性説明資料、
0:07:59	申請内容補足する説明資料ですね、こちらの十四条のところですね、画題の構造に合わせた転倒評価についてご説明を記載させていただいて、ご提出させていただいたと。
0:08:13	そんなところでございます。以上です。
0:08:19	経営者の田中です。少々お待ちください。うん。
0:10:07	一つについて、
0:10:11	規制庁の田口です。ちょっと補足して
0:10:16	説明するとですね、
0:10:19	添付の 8 ではですね、
0:10:24	キャスクの落下によって、
0:10:26	ほぼ弾性範囲内に入るの、
0:10:31	基本的安全機能は守れると。
0:10:34	ということと、理解してますけど、その中に入っているということ。
0:10:41	で、
0:10:42	認識してよろしいでしょうかね。
0:10:49	アベスムーズ本社のタカハシです。
0:10:54	添付書類 8 です、こぴらで、
0:10:59	弾性範囲におさまると。
0:11:06	書いていたかどうか、申し上げますが、本来、基本的にはできないような影響。
0:11:13	を確認する事象として抽出しているってところを書いてたと思います。空いてます。うん。はい。多分先ほどの説明は基本的安全機能を守るってということ。
0:11:24	うん。だと理解したんですけど、その一つの方法としては、
0:11:28	軸受部含めて、ごめんなさい。
0:11:32	蓋部を含めて、
0:11:34	蓋部のプールを含めて、主な計器に関しては、基本的安全機能を守れるという理解を。そうですね。はい。ありがとうございます。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:45	マツオはタカハシです。はい。結構でございます。はい。ありがとうございます。
0:11:49	はい。
0:11:55	規制庁の田仲です。
0:11:57	そうしますと、今回の近藤。
0:12:01	課題どうkeVっていうことに関連してわざわざ設工認を出されるって話もあったんだけどおそらくその効果がどうのこうのとかって、
0:12:10	保安規定とか、そういうところ、
0:12:12	パネルかもしれないと思ってはいる。
0:12:15	けど、
0:12:18	今回そういうふうに
0:12:22	教科の中では出てこなかった考え方として、この両トラニオンその支持する部分を交換して運用しますというようなことについては、今日ご説明いただいた内容をですねちょっと補足説明資料を、
0:12:36	今の
0:12:38	適合性説明資料への追記でもいいですし、まだその別添の補足の説明でもいいと思うんですけど、
0:12:47	でもぼつんとは重要なところに絵があったりとか、
0:12:52	重要なところに、
0:12:55	トラニオンの方で固定法の話だけあって、
0:12:57	ちょっと、
0:12:59	全体通してこの間、概念がちょっと、この基本設計の部分がわかりにくいんですそこをまとめた形で少し補足説明資料をまとめていただきたいと考えてるんですけど、よろしいでしょうか。
0:13:11	RFSむつ本社の高橋です。まず補足説明資料にまとめるという件につきまして、承知いたしました。先ほどその前に後段規制に関する接続についてのお話もありましたのでちょっとそれを
0:13:28	行政説明資料の中で設工認とか何かそういう文言というのもちょうと表現というのはちょっとあまりににくいかなとちょっと感じます。
0:13:35	感じておりました補足説明資料の形でまず一旦出させていただくのが、いいかなとちょっと考えております。資料をちょっと作りながらちょっと社内でもちょっと検討しまして、まとめていきたいと思っております。で、
0:13:47	後段規制につきましては我々今のところですね、まずこの課題というのは、設工認対象設備でございますので、仮置がないと、例えばお越しいただいですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:00	そちらの構造変わりますし、耐震評価ですとか、津波時のですね影響評価ですとか、その辺について、
0:14:10	認可いただいている設工認に変更が生じるものと考えておりますので、そちらについて詳細設計をして、これから申請を準備していくということを考えてございます。
0:14:22	一方で保安規定、運用のルールにつきましては、先ほど、こちら基本設計段階で、許可申請書にも影響がないという評価した中でも、
0:14:32	申しました通り取り扱い自体の扱い方ですねキャスクをつり上げるですとか、吊り下げですとか、転倒タテ起こしするですとか、
0:14:42	その辺の流れについてですね運用について特に変更がございませんので、今のところちょっと保安規定への影響はないのかなとちょっと考えてますが先ほどちょっとすみません
0:14:53	お話いただいた内容をちょっと聞き鳥居がうまくできなかったんですが、放射線管理の観点、
0:15:00	というふうにおっしゃられましたでしょうかちょっとそこすみません先ほどおっしゃっていただいたようにもう1回お聞かせいただけるとありがたいと思うんですがすみませんが、よろしく願いいたします。
0:15:10	規制庁の田中です。
0:15:13	放射線管理ということを扱った記憶はなくてもあくまでそうなんですよね。分野の中でその部品を交換するとか、
0:15:22	なんかそういうのが、
0:15:26	ウワッ。
0:15:27	あれですよ。キャップに応じて、こういう買い置き課題なり、
0:15:32	たて起こし架台っていうものを事前にちゃんと交換をしておくとか、それを確認してから使うとかってそういうようなものになるんじゃないかと、素人ながら考える。
0:15:41	そういうところの、
0:15:43	機械売りをどの段階で、10社として担保するのか、っていうところを考えていただいて、必要があれば保安規定に、
0:15:53	書いていただいてもいいんでしょうし、または下部規定と思われる。
0:15:57	そこは考え次第だと思いますので、現時点でまだこれ許可の段階の話ですので、あまりどうこうとは思っており、
0:16:08	設工認等の詳細設計が進んでいった場合に、必要に応じて保安規定の、
0:16:13	1個あればコウミキの変更も考えていただく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:18	赤坂です。1点補足させていただくとですね工事管理という中でですね、そういう形で移動だとか何とか取りかえだとかいう話が出てくると思うんです。
0:16:29	それはすでにですね、今の保安規定の中でもやれる範囲の記載の中でやれると思ってますので、変更まではそうじゃないかなっていう感じだと思います。
0:16:39	確かに保安規定の枠の中でやるっていうのも事実ですので、そこら辺をですね確認していただきながらですね、保安規定変更ないということも含めてですね、ご相談させていただければと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。
0:16:55	規制庁の田仲です。承知しました。検討のほどよろしくお願いします。
0:17:02	本件に関連してというわけでも意見から伺っている中ではあると思うんですけど、
0:17:09	今回はわかりやすくハードの設計が変更になりますっていうのはすいませんイワイ今の段階で我々も認識したんですけど、他にこういうのは、
0:17:18	ないですねっていうところの確認をしたいんですけど。
0:17:21	もう、
0:17:22	最初チャックのハンドリングとか特に変わらないので、特段、
0:17:26	その部分だけしか変わりませんって言われていて、いや実はこういうふうな、
0:17:30	客とのインターフェースで変更がありますって言われると他本当に大丈夫ですかっていうふうにもどうしても確認したくなるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。
0:18:04	ALPS本センターイセすいませんお待たせしましたアノ、当社の設備ですね、受入建屋の天井クレーンですとか、検査が第
0:18:15	タテ起こしが無い、様々ございますが、このキャップの取り扱いの中で、今回変更になるのが、このたて起こし架台と、仮置がないと。
0:18:26	いう明日を考えてございますので、でして、特に他ですね天井クレーンですとか、検査課題ですとか貯蔵架台搬送台車
0:18:39	この辺りについて、特に変更が、
0:18:43	はないというふうに考えてございます。
0:18:51	規制庁の田仲です。
0:18:53	それで、ちょうどオガワ大和じゃ、既設の貯蔵架台と同じものがそのまま使えるんですか、それともチャックのタイプごとに用意する必要があるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	ないんでしょうか。
0:19:05	あれですタカハシアノすみませんそういう形の概念の中の、そのベース部分が変わらないという趣旨でしたが、大変申し訳ございませんキャスクを支える固定、
0:19:15	えっとですね、下部トラニオンを支える固定部の配置ですとかは、もちろんキャスクに応じて、変わりますが基本的な設計思想としては変わってません。あと天井クレーンと検査架台も既存のままのものが使えるものでございます。
0:19:28	はい、ありがとうございました。以上です。
0:19:33	規制庁の玉岡です。
0:19:35	今まとめさせていただくと、今回の追加する二つのキャスクにタイプ追加することによって、今後の後段規制において変更しなければいけないのか。
0:19:50	関与は課題と、たて起こし架台と、それぞれのキャスクに応じた貯蔵架台、
0:19:58	計3種類が今後、設工認等に変更をする必要があると理解すれば、
0:20:03	いいんでしょうか。
0:20:06	アビルつ本社タカハシでございます。はい。
0:20:10	その理解をいただければと思います。ありがとうございます。以上です。
0:20:18	規制庁田仲です。少々お待ちください。
0:21:43	北岡ナカセ小俣知しました。
0:21:46	先ほど高橋さん御説明がこの貯蔵架台の変更ではコウの後段規制で、仮置架台、タテウチドイ。
0:21:57	そしてちょうど倍も変わるってということも、先ほどまとめていただこうとしてた野瀬、補足説明資料に合わせて記載をしていただければと思いますので、
0:22:06	ご対応のほどよろしく願いいたします。
0:22:10	はい、RFSむつ本社タカハシです。承知いたしましたそのようにさせていただきますと思います。以上です。
0:22:16	うん。うん。
0:22:18	はい。
0:22:18	じゃ、次のコメン等と言います規制庁の田口です。
0:22:26	ページはですね、
0:22:29	ですね。
0:22:32	10条、補足説明資料、10条、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:37	62 ページ。
0:22:39	十条 73 ページに、4-3-4 表ってあるんですが、
0:22:45	そこにアノフィーシイがあるんですけど、
0:22:49	同じキャスクSI値が違うと。
0:22:53	私の認識だと、
0:22:56	温度に応じたSI違うので、
0:22:59	ひよっとすると、
0:23:01	ホンダが違うのかなとも思うんですけど。
0:23:05	多分これは同じ値じゃないかっていうのが1点と、
0:23:11	評価結果が、
0:23:14	違うので表の番号を分けた方がいいんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。
0:23:21	うちの岡本でございますが、いただいた二つのコメントにつきましておっしゃられる通りだと思います。ここにつきましては、判定基準を同じ値を切るべきですので、
0:23:33	同じような値に修正させていただきます。資料の番号につきましても、適切に定評の違いがわかるように番号の方を修正させて、検討させていただきます。以上です。
0:23:44	はい。規制庁、田口です。よろしくお願ひします。それから1点ですね
0:23:50	念のためにちょっとお聞きするんですけど、
0:23:54	以前ですね、1-1-5 表に、津波時の線量評価となって、
0:24:02	前に、
0:24:06	この新しい、
0:24:09	ライブラリーの結果を示したらどうですかっていう話をしましたが、
0:24:17	古い大ぐらいの辺りに裕度を考慮して設定っていうような、
0:24:25	補足説明資料があるかと思ひますけど、
0:24:30	その裕度を考慮してって書かれると、
0:24:33	じゃあどういふ設定したのって聞きに行かないといけなくて、
0:24:37	申請書上そんなにこういろいろ書きたくないので、
0:24:42	そうすると、
0:24:45	新ライブラリー
0:24:47	右の評価結果によるあたりを、
0:24:51	ここに、
0:24:53	転記するとかで記載したっていうのは、
0:24:56	わかるような注記にしたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:59	けどね。
0:25:00	理解いただけますでしょうか。
0:25:07	RFSむつの植野でございます。
0:25:11	今おっしゃられましたように型式証明に誘導を持たせるっていう、
0:25:18	ことが型式指定と同じ意味。
0:25:23	になっております。ですのでそこを、
0:25:28	その新しいライブラリを用いたっていうことが、片づき指定と同じ意味。
0:25:36	になるように、記載を修正するっていう、そういう理解でよろしかったでしょうか。やっぱりそののが間違ってます。規制庁田口ですけど。
0:25:48	古いライブラリーの評価しかしてない場合は新しいライバルDをしてくださいと。
0:25:54	その上で、
0:25:56	新しい病院の評価結果が出ました。
0:26:00	で、分、
0:26:03	遮へいのところに、
0:26:07	2段書きするところまで来たんですけど、その中から、
0:26:13	今度、
0:26:14	部位ごとの見ていくと、キャスクの側部中を、
0:26:19	手の辺り、
0:26:21	これは新しいアベユリの結果、
0:26:24	用いてるわけですから、
0:26:27	また、スリーブの評価。
0:26:32	結果からこれを記載したみたいな、そういうことを、
0:26:37	していただきたいなど。
0:26:51	RFSむつの植野です。
0:26:54	今回追加しました。
0:26:57	BWR用の中型キャスク。
0:27:00	タイプ2とPWR用キャスクのタイプ1、こちらの結果につきましては、
0:27:07	いや新しいライブラリーマテイスリブ。
0:27:12	での評価になってございます。
0:27:16	一方評価の方のBWR用の大型キャスクタイプ2の方は、
0:27:26	とは既許可ですので、衛藤。
0:27:30	従前のAとDLCのライブラリを用いた評価になっているんですけども、
0:27:38	今回の筒井化したキャスクについて、その新しいライブラリを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	T用いて評価したっていう、そのような記載にした、するという理解でよいでしょうか。
0:27:53	規制庁丹治です。例えばですけど、
0:27:58	今回追加するキャスク食うに*
0:28:03	で、それについて、
0:28:06	新ライザーでやってみたいな。
0:28:09	そんなことなるかもしれないですね。
0:28:21	あ、すみませんむつ本社のキヨウラでございますが、今ちょっとアドバイスいただいたのは申請書のまず書きぶりの
0:28:30	部分でございますでしょうか。
0:28:33	補足説明資料に留まらないと思って、発言してるんですけど。
0:28:42	もともとこの三脚新しい解析なので、
0:28:47	すべて新
0:28:49	名倉の評価結果からとってきてると思って、
0:28:53	いたんですけど、
0:28:54	どうもそうじゃないっていうのはわかったんですが、
0:28:57	少なくともトップだったの。
0:29:00	Bの中とPについてはエクセルを当たり、
0:29:05	を用いているという、
0:29:08	ことであればその融度っていうのを書かない。
0:29:11	で、
0:29:12	いいと。
0:29:16	田坂ですけど、中型とPのマテックススリーブでやりましたって書くのは、OKなんです。
0:29:26	これまで型式指定という言葉を使わないっていうことで、
0:29:32	そういう書き方にしてたんですけどまたエクセルでやりましたって書くのであれば別にそれもそれで構いませんと。
0:29:39	そこまでOKなんですけど、今回 2Aが申請対象でないので、
0:29:45	家を買いたくないなっていうのをずっと私の思いなんです。
0:29:50	そこはどう考えますかね。はい、わかりました。
0:29:53	ちょっと一旦切りますね。はい。
0:29:57	ここですか。
0:30:30	規制庁、田口です。うん。今回追加されるところに、番号とか、アスタリスクを振って、それで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	それに対して、また薬部でやったってか、書いていただければ。はい。それでいいと思う。
0:30:47	赤坂です。
0:30:49	何となく頑張ってみます。はい。議長、中道です。よろしくお願いします。
0:30:59	もう一つ、全然、いやもうあとちょっと、
0:31:14	あ、
0:31:15	規制庁の田仲です。ちょっと別件ですね適合性説明資料のところの、この19のガイド固いん関連するところで、
0:31:24	ページウダ11条の外部火災が158ページから159ページにかけて、第33-1とか23であって、
0:31:36	ここ、
0:31:38	その過去の温度評価結果の最大値というのが示されていて、
0:31:43	それで評価条件等でやっぱ010203とあるんですけども、
0:31:47	いろんなこの外部火災の評価の中で、
0:31:52	45度定量状態のあった評価結果に対し、物差しにして良い悪いを判断してるケースと、
0:32:01	この設計用いうのを、
0:32:03	本土の方の話で、その評価を、の結果の善し悪しを判定してルールがあって、
0:32:11	非常に申し訳ないけどこのところから少し混乱をしまして、ちょっと簡単にはどういう条件の評価の時にはこちらを見てもOKでこういう条件でこちらでOKですとそこを少し、
0:32:24	説明をいただきたいんですけども、よろしくお願いします。
0:32:29	Rm津野岡本と申しますよろしくお願いします。今おっしゃられたのは大きく二つあるかと思えます。一つは、
0:32:38	航空機が落下したときに、貯蔵建屋の雰囲気温度が上昇したときに、キャスクの冷却が維持されるかということ、もう一つは、同じく、航空機が落下したときに、
0:32:50	断熱になったときに、金属キャスクの温度が上昇したときに、それが各部の制限値を満足するかどうか、この二つがあると思えます。この二つに対して、それぞれ評価を行っているというところがございます。
0:33:05	まず一つ目のですね、航空機が落下した時の雰囲気温度が上昇したときに、冷却が維持されるかということにつきましては、今ご説明がありました158ページに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:18	記載がございます。この 158 ページは森林火災の場合の温度上昇して示しておりますが、この場合、雰囲気温度が 45 度の時に、森林火災で 10 度上昇いたしますと、
0:33:31	いうふうにご説明をしております。その場合は当然雰囲気温度は 55 度になります。この 55 度の雰囲気温度に対しまして、キャスクの各部材の温度、
0:33:43	これは通常の雰囲気温度 45 度の時の雰囲気温度を表しておりますが、この第 33-1 から-3 のそれぞれの①②、
0:33:54	につきましては、①はその、その時の温度を示しております。ですので、この雰囲気温度が①の温度を下回っていれば、その雰囲気温度で、各部材は冷却できるだろうと。
0:34:07	いうことを表している表になってございます。
0:34:11	一方で、断熱した時の金属キャスクが上昇したとき、この時の、その時に各部材が制限を守れるかということにつきましては、
0:34:23	この各第 33-1 から-3 につきまして、設計余裕というものを示しております今ちょうど所側で、
0:34:34	共通のところは 100、これ 158 ページの方ですね。
0:34:42	下のページで言うと、100、158 ですね。
0:34:50	こちらもちよっと、宇井天羽、このページで結構ですけども、このページで言いますと、この上の表の温度、この温度よりも雰囲気温度が下回っていれば、その次は空気ですね。
0:35:03	これでしっかりと冷却できるだろうということを、説明しております。そしてこの一番下の設計余裕 02-01 というのが、
0:35:15	その通常の温度に対して、設計用の基準温度、これの余裕を、
0:35:21	示しております。これは先ほど言いました通り、断熱した時の金属キャスクの温度上昇に対する判断基準となっております。
0:35:31	火災が起こった時に、断熱が発生して、温度が上昇をそれぞれの逆聖書の評価をしております、その温度が、
0:35:41	この表にあります一番下のところ、設計余裕を下回っていれば、その温度上昇に対してこれだけ余裕がありますので、基準を満足すると、要は基本的安全。
0:35:51	機能に影響を及ぼさないというふうに評価しているという表になっております。ご説明は簡単ですが以上になります。
0:36:00	えっと、
0:36:02	でき規制庁のタナカです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:04	今のご説明からすると、
0:36:10	まずはその①の定常状態での評価っていうのはあくまでも、
0:36:18	ちょうどちょうど建屋内の、その雰囲気一定の、
0:36:24	古井常務における各
0:36:27	部材が、何度まで上がっているかというところを示しているものであつて、そこに対して、さらに小5の、
0:36:38	要はオンダで、建屋の雰囲気の温度が上昇したとしても、ここの出てくる表の値よりも高くならなければ、
0:36:47	この評価結果を覆せないで問題がないと考える。
0:36:51	ていうのが1点と、あと、断熱の評価の時は
0:36:56	この設計基準と想定状態は部会で行くのが裕度になるので、あれですよ、あくまでもダム使用权の評価別の判断基準は、
0:37:06	一番下の例というふうに、同じ表にあるけどもすぐ、
0:37:12	参照してるものとか、評価対象が違うんで、
0:37:17	そこを間違えてくださいっていう趣旨だと理解したけど、それでよろしいですか。
0:37:22	RF野瀬のオカモトですはい。それで結構です。もう一度説明させていただきますと、①につきましては、この温度よりも、雰囲気温度が下がって、明日下であれば冷却できますというご説明。
0:37:35	下の表のところは、断熱が発生して、キャスクが上がった場合においても、この一番下、表の、それぞれ表の一番下の列を下回っていれば、基本的安全機能には影響がないということでございます。今ご説明いただいた通りだと思います。はい。以上です。
0:37:56	規制庁の田仲です。ちょっと一連の議論の中で、
0:38:00	航空機墜落火災オンの滞納は、断熱条件の時での評価というのが非常に厳しいというのがあって、
0:38:10	そういうところの断熱状態で考えるってこと自身もその保守性を持っているってことなんですかね。
0:38:19	はい。おっしゃられる通りです。
0:39:54	あ、
0:39:56	規制庁タナカアノ丁寧なご説明どうもありがとうございますちょっと我々の理解が、
0:40:01	少し
0:40:04	若干誤ってる部分があったので正しく理解することができました。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:09	RFSマツオカ松原どうもありがとうございます。
0:40:14	では、規制庁の田仲です。一応
0:40:18	質問を本日お伺いしたかったことは以上なんですけれども、先週、提出いただいて
0:40:27	資料の中で本件、ナイフクローズとなった案件がいくつかございますのでちょっとそちらについて資料番号とともにお伝えをしたいと思います。
0:40:36	まず、11月30日にご提出いただいた112-01、こちらは本件クローズ。
0:40:44	同じく112-0もクローズ。
0:40:48	で、いちいちミナミ03もクローズ
0:40:52	112-04をクローズ
0:40:56	で、
0:40:57	05本日を改めて追加のポイントをお伝えをしているところです。10小疇と、
0:41:03	先週のヒアリングでコメントを出してところです。
0:41:06	いちいち2-07、こちらにつきましても本件クローズしていただきます。
0:41:15	いえ。
0:41:17	あともう1人は、08についてはこれに関連するコメントをちょっと本日お伝えして、
0:41:23	補足説明資料の提出をお願いしてますんでそちらの方を確認していただいて、上げさせていただいた後に回答をしたいと思います。
0:41:31	1-09については一連のコメントがそろったところで、
0:41:36	基本的に内容を受けると思ってますけども、後でまとめてここ、
0:41:40	ついては、
0:41:44	回答させていただければと考えております。
0:41:48	企業番号等の確認等で必要があればもう一度申し上げます。
0:41:52	大丈夫でしょうか。
0:41:57	はい。Hz本社です。特にコメント等ございません。以上です。
0:42:06	規制庁の田仲です。
0:42:08	規制庁が他に何かを、
0:42:11	伝達事項等ありますでしょうか。
0:42:15	少々お待ちください。
0:42:51	橋田ナカヤマ田島アノ有水が何かほかにありますでしょうか。
0:42:57	はい、RFSむつ本社です特にいい意見ございません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:02	すいませんRFS東京事務所の田部ですけれども、先週のヒアリングの際にですね、田口さんから
0:43:12	後聞いじゃないかというような、
0:43:16	発言がございまして、もう一度確認したいんですけども、10条の別添5の6の71Gのことだったということでよろしいですかね。
0:43:29	規制庁、田口です。その通りです。
0:43:33	はい。なのでここが71Gかどうかとこれは本当に合ってるかっていうコメントだったという。
0:43:43	理解でよろしいでしょうか。
0:43:45	はい。他と1桁違いますので。はい。
0:43:49	わかりました。
0:43:57	市長高須他よろしいでしょうか。
0:44:06	はい。弊社からは、これで大丈夫です。
0:44:11	はい、東京事務所も特にございません。
0:44:15	規制庁デマチ承知しました。それでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。
0:44:21	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。